

件 名	亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	建設部 上下水道局 上水道室
-----	------------------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市の水道事業における給水人口及び1日最大給水量については、平成21年3月に水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項に基づき知事の認可を受けた事業計画において定めたものを条例に規定しています。

現在、平成28年度から関町坂下地区の水質保全のために坂下浄水場を整備することから、同法に基づく変更認可の申請手続を進めています。その申請手続にあたり、事業計画における給水人口及び1日最大給水量の見直しを行ったことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

給水人口及び1日最大給水量を変更します。 <別表関係>

	給水人口	1日最大給水量
改正前	49,000人	36,500立方メートル
改正後	49,700人	30,900立方メートル

3 その他

施行日は、平成28年4月1日とします。

<参考> 給水人口及び1日最大給水量の算出根拠

(1) 給水人口

過去の実績を基にコーホート要因法により目標年度（平成37年度）の給水人口を推計した結果、49,700人となります。

(2) 給水量

平成20年度の事業計画では一定の伸びを見込み、目標年度（平成30年度）の一日最大給水量を36,500立方メートルとしておりました。しかし、近年の実績水量においては、節水意識の向上や節水機器の普及等により、生活用水をはじめとして業務・営業用水や工場用水は横ばい傾向であります。これらの傾向を踏まえて目標年度（平成37年度）の一日最大給水量を推計した結果、30,900立方メートルとなります。

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第17号

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年亀山市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表中「49,000人」を「49,700人」に、「36,500立方メートル」を「30,900立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。